

注：

本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。



## iGAAP in Focus

### サステナビリティ報告

### ISSBは特定の温室効果ガス排出の開示要求に対するIFRS S2号の修正を最終化

#### 目次

この*iGAAP in Focus*は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が2025年12月11日に公表した「温室効果ガス排出の開示に対する修正（IFRS S2号の修正）」の概要を示しています。

#### 背景

#### 修正事項

#### 発効日および経過措置

#### 詳細情報

- ISSBは、IFRS S2号に対する的を絞った修正を公表し、特定の温室効果ガス（GHG）排出の開示要求に対する追加的な救済措置を提供するとともに、既存の救済措置を明確化しています。
- 具体的には、IFRS S2号の修正は以下の通りです。
  - デリバティブに関連する排出、ファシリテーションに係る排出、および保険に関連する排出について、スコープ3カテゴリリー15のGHG排出の測定および開示から除外することを企業に認める
  - 世界産業分類基準（GICS）の使用に対する救済措置を提供する
  - 法域の当局または企業が上場する取引所が、「温室効果ガスプロトコルの企業算定および報告基準」（2004年）（GHGプロトコル）とは異なるGHG排出の測定方法を用いることを要求している企業にとっての既存の救済措置は、そのような要求事項が企業の一部にのみ適用される場合も利用可能であることを明確化する
  - 法域の当局または企業が上場する取引所が、企業または企業の一部について、最新の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の評価におけるものではない地球温暖化係数（GWP）の数値を用いることを要求している場合、その異なるGWPの数値を用いることを認める
- 本修正は、2027年1月1日以降開始する年次報告期間から発効します。ISSBはこの修正に関する具体的な経過措置の要求事項を提供しました。

詳細については、次のWebサイトを

参照してください。

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

## 背景

ISSBは、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」およびIFRS S2号「気候関連開示」の適用を支援しています。これには、「IFRS S1号およびIFRS S2号に関する移行支援グループ（TIG）」においてステークホルダーから提起された課題の公開の議論が含まれます。ISSBは、TIGの作業およびステークホルダーとのエンゲージメント活動を通じて識別された適用上の課題について検討しました。

これらの適用上の課題に対応し、ISSBは、IFRS S2号の特定の要求事項を適用することに伴う複雑性、潜在的な報告の重複のリスクおよび関連コストを削減することを目的とした、IFRS S2号への的を絞った修正を公表することを決定しました。

## 修正事項

### スコープ3カテゴリ-15のGHG排出の測定および開示

この修正により、企業はスコープ3カテゴリ-15のGHG排出の開示に含めるものを、IFRS S2号で定義されるように（すなわち、企業が投資先または相手方に対して行った融資および投資に帰属する排出）、ファイナンス・エミッションに限定することが容認されます。

その結果、企業は、スコープ3のGHG排出の開示から、デリバティブに帰属する排出、ファシリテーションに係る排出、および保険に関連する排出を除外することが認められます。

そのような排出を除外する企業は、次のことが要求されます。

- 当該限定を企業がどのように適用したかを一般目的財務報告書の利用者が理解できるように、何をデリバティブとして扱ったかを説明する。例えば、企業は当該限定を適用するにあたり、関連する財務諸表を作成する際に用いたIFRS会計基準または適用される他の一般に認められた会計原則もしくは実務（GAAP）の要求事項に従ったデリバティブの定義を満たす項目をデリバティブとして扱ったことを説明する可能性がある。
- 当該限定を適用した結果としてスコープ3カテゴリ-15のGHG排出の測定から除外した金融活動を記述する。これには、デリバティブに関連する活動を含む。

企業がカテゴリ-15のGHG排出を、GHGプロトコル（または要求されている場合は異なる方法）に従って開示するスコープ3のGHG排出の測定に含めた場合、企業はカテゴリ-15のGHG排出の合計および当該合計に含めたファイナンス・エミッションの小計を開示することが要求されます。

### Observation

公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」には、「デリバティブ」の定義案が含まれていませんでした。その主な理由は、GHGプロトコルを含む公表されているGHG排出の測定の方法論がこの用語を定義していないためです。ISSBはまた、IFRS会計基準や他のGAAPはデリバティブの定義を提供しているが、そのような定義はサステナビリティ関連財務情報を報告する目的で作成されたものではない点にも留意しました。財務諸表とサステナビリティ関連財務開示では目的が異なるため、企業がIFRS会計基準や他のGAAPからの「デリバティブ」の定義を、当該限定を適用する目的において使用することが要求された場合、意図しない複雑さが生じる場合もあります。

そのため、ISSBは、IFRS S2号においてデリバティブの定義が存在しない中において、企業が自社のファイナンス・エミッションを開示する目的において、何をデリバティブとして扱うかを企業が判断することができるこを決定しました。

### ファイナンス・エミッションに関する特定の要求事項を適用する際の産業分類システムの使用

商業銀行活動または保険活動を行う企業は、ファイナンス・エミッションに関する追加的な情報を開示することが要求されています。これらの企業は、一般目的財務報告書の利用者が企業の気候関連の移行リスクへのエクスポージャーを理解できるような情報をもたらすように、企業が投資先または相手方を分類できる産業分類システムを選択することが要求されます。同じ産業や同じ法域で事業を営む企業などの他の企業に一般的に用いられているシステムは、その企業のみによって用いられているシステムよりも、情報の比較可能性を支える可能性が高くなります。一般的に用いられているシステムが、企業の気候関連の移行リスクに対するエクスポージャーに関する有用な情報を提供することができる場合、他のすべての条件が同じであれば、企業はそのシステムを優先することが要求されます。商業銀行活動および保険活動の両方に参加する企業は、商業銀行活動と保険活動において投資先や相手方を分類するために、同じシステムを用いる必要はありません。

企業は、次の事項を開示することが要求されます。

- 投資先または相手方を分類するために企業が用いた産業分類システム
- 企業がそのシステムを選択することが、上で示されているシステムの選択に関する要求事項をどのように満たしているのかを一般目的財務報告書の利用者が理解できるような情報

### Observation

現行のバージョンのIFRS S2号では、企業が産業別に分解されたファイナンス・エミッションの情報を開示する際、投資先や相手方を分類するために世界産業分類基準（GICS）を用いることが要求されています。ISSBは、標準化された産業分類システムを用いることを企業に要求することで、ファイナンス・エミッションの開示における一貫性と比較可能性が支援されるため、この要求事項をIFRS S2号に盛り込みました。しかし、法域とのエンゲージメントを通じて、企業がこの要求事項を適用するにあたり課題に直面していることがISSBに伝えられました。これらの課題には、法的面およびコスト面での影響や報告の重複が含まれています。

そのフィードバックに対応し、ISSBは公開草案（ED）において、特定の状況においてGICSを用いることに対する救済措置を提案しました。しかし、EDに対して得られたフィードバックにより、依然としてGICSを用いることが要求される企業にとっては課題が重大である可能性があることが確認されました。情報の意思決定における有用性の維持と、企業が直面する適用上の課題への対応とのバランスを取るため、ISSBはファイナンス・エミッションの情報を産業別に分解するためにGICSを用いるという要求事項について、特定の産業分類システムの使用を要求しない、より柔軟な要求事項へと置き換えることを決定しました。

### GHGプロトコルを用いることに対する法域の救済措置

本修正では、法域の当局または企業が上場する取引所が、GHG排出を測定するためにGHGプロトコルとは異なる方法を用いることが要求される企業にとっての既存の救済措置が、企業の一部のみにそのような要求事項が適用される場合にも適用可能であることも明確化されています。ただし、その場合は、当該救済措置は企業の関連する部分についてのみ、かつその要求事項が適用される限りにおいてのみ、適用可能です。

### 地球温暖化係数の数値に対する法域の救済措置の適用可能性

同様に、本修正では、法域の当局または企業が上場する取引所が、最新の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の評価によるものではない地球温暖化係数（GWP）の数値を用いることを、企業の全部または一部について要求している場合、その要求事項が適用される限りにおいて、企業の関連する部分について法域の当局や取引所が要求するGWPの数値を用いることが認められます。

### Observation

ISSBは、GWPの数値はGHG排出を測定するためのインプットの1つに過ぎず、IFRS S2号にはすでにGHG排出の測定のために用いる測定方法に関する法域の救済措置が含まれているため、この修正は比較可能性に大きな影響を与えない結論付けました。ISSBの見解は、一般目的財務報告書の利用者からのフィードバックにより情報がもたらされており、そのほとんどが今回の修正を広く支持していました。さらに、企業がGHG排出の測定に用いたGWPの数値の開示は、比較可能性についての悪影響を緩和する役割も果たします。ISSBは、企業がIFRS S2号に従ってGHG排出を測定するために用いた測定アプローチ、インプットおよび仮定を開示することが要求されている点に留意しました。開示することがGHG排出の測定へのインプットに関する重要性がある情報を提供する場合には、企業は使用したGWPの数値の説明を開示することが要求されます。

### 発効日および経過措置

企業は、2027年1月1日以降開始する年次報告期間について、本修正を適用することが要求されます。早期適用は認められます。企業がこれらの修正を早期適用した場合、その旨を開示することが要求されます。

企業がIFRS S2号を既に適用している場合、企業が本修正を適用する最初の年次報告期間において、実務上不可能でない限り、次のように前期の比較情報を調整することが要求されます。

- 企業が本修正により提供される救済措置の適用の結果としてGHG排出の測定方法を変更した場合、前期においてもGHG排出の測定方法を変更していたものとして、比較情報を調整することが要求されます。
- 企業が前期にScope 3のGHG排出を開示しており、その排出の測定にカテゴリー15のGHG排出が含まれていた場合、前期においても新たな要求事項を適用していたものとして、カテゴリー15のGHG排出の合計およびその合計に含まれるファイナンス・エミッションの小計を提供するように、比較情報を調整することが要求されます。
- 企業が前期に産業別に分解したファイナンス・エミッションの情報を開示していた場合、前期においても新たなシステムを使用していたものとして、企業が選択した産業分類システムを反映するように、比較情報を調整することが要求されます。

#### Further information

If you have any questions about the consultation, please speak to your usual Deloitte contact or get in touch with a contact identified in this *iGAAP in Focus*

The Deloitte Accounting Research Tool (DART) is a comprehensive online library of accounting and financial reporting literature. [iGAAP on DART](#) allows access to the full IFRS Standards, linking to and from:

- Deloitte's authoritative, up-to-date, iGAAP manuals which provide guidance for reporting under IFRS Standards
- illustrative financial statements for entities reporting under IFRS Accounting Standards.

In addition, our [sustainability reporting](#) volumes of iGAAP provide guidance on disclosure requirements and recommendations which businesses must consider in light of the broader environmental, social and governance matters which can significantly drive the value of an entity.

To apply for a subscription to iGAAP on DART, [click here](#) to start the application process and select the iGAAP package. For more information about iGAAP on DART, including pricing of the subscription packages, click [here](#).

## Key contacts

### Global IFRS and Corporate Reporting Leader

Veronica Poole

[ifrsglobalofficeuk@deloitte.co.uk](mailto:ifrsglobalofficeuk@deloitte.co.uk)

### IFRS Centres of Excellence

#### Americas

Argentina	Fernando Lattuca	<a href="mailto:arifrscoe@deloitte.com">arifrscoe@deloitte.com</a>
Canada	Karen Higgins	<a href="mailto:ifrsca@deloitte.ca">ifrsca@deloitte.ca</a>
Mexico	Kevin Nishimura	<a href="mailto:mx_ifrs_coe@deloittemx.com">mx_ifrs_coe@deloittemx.com</a>
United States	Magnus Orrell Ignacio Perez	<a href="mailto:iasplus-us@deloitte.com">iasplus-us@deloitte.com</a> <a href="mailto:iasplus-us@deloitte.com">iasplus-us@deloitte.com</a>
<b>Asia-Pacific</b>	Shinya Iwasaki	<a href="mailto:ifrs-ap@deloitte.com">ifrs-ap@deloitte.com</a>
Australia	Anna Crawford	<a href="mailto:ifrs@deloitte.com.au">ifrs@deloitte.com.au</a>
China	Mateusz Lasik	<a href="mailto:ifrs@deloitte.com.cn">ifrs@deloitte.com.cn</a>
Japan	Kenichi Yoshimura	<a href="mailto:ifrs@tohmatsu.co.jp">ifrs@tohmatsu.co.jp</a>
Singapore	Lin Leng Soh	<a href="mailto:ifrs-sg@deloitte.com">ifrs-sg@deloitte.com</a>

#### Europe-Africa

Belgium	Thomas Carlier	<a href="mailto:ifrs-belgium@deloitte.com">ifrs-belgium@deloitte.com</a>
Denmark	Søren Nielsen	<a href="mailto:ifrs@deloitte.dk">ifrs@deloitte.dk</a>
France	Aude Pinon	<a href="mailto:ifrs@deloitte.fr">ifrs@deloitte.fr</a>
Germany	Jens Berger	<a href="mailto:ifrs@deloitte.de">ifrs@deloitte.de</a>
Italy	Massimiliano Semprini	<a href="mailto:ifrs-it@deloitte.it">ifrs-it@deloitte.it</a>
Luxembourg	Jeremy Pages	<a href="mailto:ifrs@deloitte.lu">ifrs@deloitte.lu</a>
Netherlands	Henri Venter	<a href="mailto:ifrs@deloitte.nl">ifrs@deloitte.nl</a>
South Africa	Nita Ranchod	<a href="mailto:ifrs@deloitte.co.za">ifrs@deloitte.co.za</a>
Spain	José Luis Daroca	<a href="mailto:ifrs@deloitte.es">ifrs@deloitte.es</a>
Sweden	Fredrik Walmeus	<a href="mailto:seifrs@deloitte.se">seifrs@deloitte.se</a>
Switzerland	Nadine Kusche	<a href="mailto:ifrsdesk@deloitte.ch">ifrsdesk@deloitte.ch</a>
United Kingdom	Linda Riedel	<a href="mailto:deloitteifrs@deloitte.co.uk">deloitteifrs@deloitte.co.uk</a>

原文（英語）：

[iGAAP in Focus — ISSB finalises amendments to IFRS S2 regarding specific greenhouse gas emissions disclosure requirements](#)

### サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

# Deloitte. トーマツ。 デロイト トーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアシアパシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束されることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーフームならびに関係法人は、自らの作業および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作業および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイトアシアパシフィックリミテッドはDTTLのメンバーフームであり、保証有限責任会社です。デロイトアシアパシフィックリミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オーストラリア、バングラデシュ、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアランブル、マニラ、メルボルン、マンハイム、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバーバス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・暗示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーフーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関する直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301